

肥料の生産・輸入・販売に係る ルールが変わります。

令和2年12月のルールの見直しに引き続き、令和3年12月1日から、新たなルールが導入されます。


本パンフレットでは、この見直しの中で、事業者の方に

！守っていただきたいこと **OK** **できるようになったこと**

をご紹介します。

なお、下記Webでも見直しの内容をご紹介しますので、併せてご覧下さい。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/index.html

農林水産省 肥料 



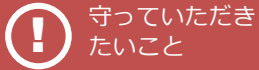
ご不明な点は、以下までお気軽にお問い合わせください。

問合せ先機関	管轄地域	問合せ先機関	管轄地域
北海道農政事務所 消費・安全部 農産安全管理課 ☎ 011-330-8815 ☎ 011-520-3056	北海道	東北農政局 消費・安全部 農産安全管理課 ☎ 022-221-6097 ☎ 022-217-8432	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東農政局 消費・安全部 農産安全管理課 ☎ 048-740-5229 ☎ 048-601-0548	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川県、山梨、長野、静岡	北陸農政局 消費・安全部 農産安全管理課 ☎ 076-232-4006 ☎ 076-232-4007	新潟、富山、石川、福井
東海農政局 消費・安全部 農産安全管理課 ☎ 052-746-1315 ☎ 052-220-1362	岐阜、愛知、三重	近畿農政局 消費・安全部 農産安全管理課 ☎ 075-414-9035 ☎ 075-417-2149	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国四国農政局 消費・安全部 農産安全管理課 ☎ 086-223-7673 ☎ 086-224-7714	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	九州農政局 消費・安全部 農産安全管理課 ☎ 096-300-6136 ☎ 096-211-9700	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部消費・安全課 ☎ 098-866-1672 ☎ 098-860-1195	沖縄		



公定規格を見直しました。

令和3年12月1日施行



原料規格の新設及び原料における植害試験

原料規格の新設

副産系肥料や汚泥肥料等は、これまで使用可能な原料を個別に判断していたが、今後は、使用できる原料の種類や原料の条件について原料規格を設定し、生産業者・輸入業者は、原料規格に基づき原料管理を行うことを義務付け

- 対象肥料：副産肥料、汚泥肥料、菌体肥料等
- 原料規格の内容：「原料の種類」、「原料の条件」
- 原料の種類：植物由来物質、動物由来物質、菌体由来物質等
- 原料の条件
(植物由来物質の場合の例)
「食料品、飲料又は飼料の製造副産物」
「でんぷん製造副産物」、「廃糖蜜」等

原料における植害試験

原料規格の新設に伴い、要植害確認原料を使用する場合、原料段階における安全性を確認するため、当該原料での植害試験を義務付け



規格の統合・新設

統合された規格

現行規格	新規格
副産系肥料（副産窒素肥料、副産りん酸肥料等）	副産肥料
液状系肥料（液状窒素肥料、液体りん酸肥料等）	液状肥料
下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、汚泥発酵肥料等	汚泥肥料
熔成汚泥灰けい酸りん肥、熔成けい酸りん肥	熔成けい酸りん肥
熔成汚泥灰複合肥料、熔成複合肥料	熔成複合肥料

新設された規格

食品製造事業場由来の重金属等の含有リスクが低い汚泥を原料とした肥料について、主成分保証が可能な規格として「菌体肥料」を新設

(参考)規格が見直された事に伴い、植害試験を要する肥料の種類名を一部変更。対象は以下のとおり。

熔成けい酸りん肥、乾燥菌体肥料、菌体肥料、副産肥料、熔成複合肥料、汚泥肥料、水産副産物発酵肥料、硫黄及びその化合物

※但し、農水大臣が指定する場合を除く



有効期間の延長対象の拡大

これまで登録実績があり、有効性及び安全性に問題がない肥料については、その登録有効期間を原則6年に延長しており、その対象を拡大

(拡大対象)

- りん酸マグネシウムアンモニウム肥料、食品残渣加工肥料等

※令和3年12月1日以前に登録した肥料の有効期間の見直しは、令和3年12月1日以降の更新から適用



保証成分の範囲拡大及び最小量の引下げ

保証成分の範囲の拡大

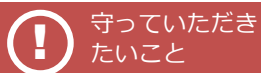
- 混合系肥料（化成肥料、配合肥料等）は、石灰、硫黄分も保証可能に
- 有機質肥料は、ほう素、マンガン等の微量成分も保証可能に

保証成分の最小量の引下げ

- 「硫酸加里苦土肥料の水溶性加里」16.0→12.0%
- 「なたね油かす肥料のりん酸全量」2.0→1.9% 等

原料帳簿の備付けをお願いします。 原料等の虚偽宣伝等を禁止します。

令和3年12月1日施行



原料帳簿の備付け

- 生産業者・輸入業者は、原料表示や使用原料が適正である根拠として、生産・輸入の都度、原料帳簿を記載し、備付け、保存することを義務付け

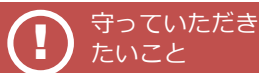
※備え付けるべき情報が揃っていれば、帳簿様式は自由（原料の仕入伝票等の活用も可）

- 対象肥料は、
 - 原料規格が設定されている肥料（副産肥料、汚泥肥料、菌体肥料等）
 - 原料、材料又は異物表示を行う肥料
 - 指定混合肥料

- 記載項目は、使用原料の種類及び名称、使用量、入手先、保証成分の分析結果等
- ①の肥料は、発生元の記載や原料規格への適合性が確認できる書類として、発生元、発生工程の図等の保管も義務化

- 原料帳簿は2年間の保管を義務付け

※詳細は、表紙「問い合わせ先」に問い合わせ下さい。

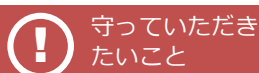


原料等の虚偽宣伝等を禁止

- チラシ、パンフレットやWebサイト等において、

- 使用原料や生産方法等についての虚偽宣伝を禁止
- 使用原料や生産方法等について誤解を生じるおそれのある名称の使用を禁止

※虚偽宣伝の例は下図参照



表示違反の罰則対象を拡大

- 特殊肥料に係る施用上の注意等の表示（動物又は牛等由来たんぱく質に係る表示）についても、違反した場合、行政処分や罰則の対象

※虚偽宣伝の例

有機入り肥料ABC
7-4-3

この肥料1袋の中には次の成分が含まれています。
チッソ ○○kg リンサン ○○kg カリ △△kg

特長

- この肥料は、有機由来100%の肥料です。
尿素を使用しているにもかかわらず有機由来100%と偽って宣伝
- この肥料は、硝酸化成抑制材を使用しており、肥料の効き目がじっくり栄養を供給する肥料です。
使用していない材料を偽って宣伝

原料帳簿（実際に使用した原材料等について）

生産年月日	令和2年4月3日	
肥料の名称	有機入り肥料ABC7-4-3	
使用したものの名称	使用量	購入元
肉骨粉	200kg	何でも商事(株)
尿素	200kg	何でも商事(株)
副産動植物質肥料	400kg	何でも商事(株)
なたね油かす及びその粉末	500kg	何でも商事(株)
組成均一化促進材(ゼオライト)	200kg	何でも商事(株)
総重量	1500kg	何でも商事(株)

OK ウェブ表示で原料等の一部表示を簡素化

事業者は、保証票の表示事項のうち、一部の表示事項について、ウェブ表示を行うことにより簡素化が可能に

➤ 簡素化が可能となる表示事項

- 原料表示中の「指定配合肥料」等や「その他」の〔 〕内の表示
- 生産事業場の名称及び所在地

二次元コードの添付▶



ウェブ表示の流れ

Step1

肥料情報システムの利用申込み（右欄参照）

Step2

ウェブ表示内容の入力・二次元コード生成

Step3

保証票への二次元コードの貼付

OK 付加価値情報のウェブ表示を可能に

事業者は、保証票の表示事項に加え、分析結果、施肥時期、適用作物、商品写真等の付加価値情報をウェブで表示することが可能に

※保証票の貼付は引き続き必要です。

肥料情報システムの使用方法については農林水産省Webページをご覧ください

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/160801.html

肥料情報システム



参考 昨年見直した配合・表示に関するルール

令和2年12月1日施行

OK 配合に関するルール

新たに届出で生産可能となる肥料

従来普通肥料同士を配合した指定配合肥料に加え、造粒した化成肥料、普通肥料と特殊肥料や土壌改良資材の配合も可能に

※汚泥肥料は使用できない等使用原料に一定の条件あり

保証方法の選択

指定配合肥料の保証方法として、従来の設計値による方法に加え、分析等による保証も可能に

- 設計保証（原料肥料の保証成分量や配合割合を基に保証）
- 原料分析保証（原料肥料の分析値や配合割合を基に保証）
- 最終製品分析保証（最終製品の分析値を基に保証）

OK 保証票の表示ルール

原料・材料の表示の簡素化

※R2.12.1以前に登録・届出を行った肥料については、当分の間、従前のルールに基づく表示が可能です。

保証票の原料記載のうち、最低上位5番目又は8割までの原料を記載し、それ以下は「その他」として、原料を〔 〕内に記載し、〔 〕内の原料の順位は重量順でなくても可能に

（例：硫酸アンモニア、塩化加里、…その他〔 尿素、硫酸加里〕）

入れ替わる旨を記載することにより、隣接する2つの原料の順位の入替えが可能に

有機質肥料の「統合表示名称」について、「魚粉類」を「動物かす粉末類」に統合し、「植物油かす類」と「植物かす粉末類」とを「植物質類」に統合

原料中に含まれる効果発現促進材等の表示について、表示の有無の選択が可能に

保証票の大きさの基準を変更

保証票の表示部分の大きさの最小基準を、枠の大きさ（センチメートル）からフォント（文字）サイズ（8ポイント以上）に変更し、縦横の長さは自由に

